

現 行	改 正
<p>第1条(総則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東海旅客鉄道株式会社(以下、「当社」という。)は、当社が、その運営する、「TOKAI STATION POINT 会員規約」第 1 条規定の TOKAI STATION POINT プログラム(以下、「本プログラム」という。)に付帯するサービスを提供するべく、会員(会員規約第 2 条第 6 号に規定)向けに、以下のとおり、「TOKAI STATION POINT TOICA 乗車券カード番号登録特約」(以下「本特約」という。)を定めます。 2 「TOICA 乗車券」について、そのサービス内容とご利用条件、用語の定義については「東海旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券運送約款」の定めるところによります。 <p>第2条(カード番号の登録)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員は、本特約に同意のうえ、本プログラムにおいて、TOICA 乗車券の裏面に刻印されたJC から始まる 17 桁のカード番号(以下、「カード番号」という。)の登録を行うことで、本プログラムに付帯する TOICA 乗車券に関連するサービス(以下、「本サービス」という。)の提供を受けることができます。 2 本サービスの利用登録は、本プログラムのシステムにカード番号が登録された時点で完了するものとし、当該利用登録の完了日以降に本サービスの提供を受けることができます。 3 本プログラムに登録できるカード番号は、会員本人が使用する TOICA 乗車券のものに限ることとし、既に本プログラムに登録されているカード番号を登録することはできません。また、登録できるカード番号は一人につき一つに限ります。 4 「TOKAI STATION POINT 会員規約」第 3 条第 3 項第 4 号に基づき、満 12 歳未満の場合、本プログラムには入会できないため、「小児用 TOICA」及び「小児用 TOICA 定期券」のカード番号は登録できません。 <p>第3条(登録されたカード番号の変更)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員は、本プログラムに登録されたカード番号の変更を希望する場合、当社所定の手続にて変更手続を行うものとします。 	<p>第1条(総則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東海旅客鉄道株式会社(以下、「当社」という。)は、当社が、その運営する、「TOKAI STATION POINT 会員規約」第 1 条規定の TOKAI STATION POINT プログラム(以下、「本プログラム」という。)に付帯するサービスを提供するべく、会員(会員規約第 2 条第 6 号に規定)向けに、以下のとおり、「TOKAI STATION POINT TOICA 番号等登録特約」(以下「本特約」という。)を定めます。 2 「TOICA 乗車券」、「ICOCA(TOICA モデル)」について、そのサービス内容とご利用条件、用語の定義については「東海旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券運送約款」および「モバイルデバイスにおける ICOCA 利用規約」の定めるところによります。 <p>第2条(カード番号の登録)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員は、本特約に同意のうえ、本プログラムにおいて、TOICA 乗車券の裏面に刻印されたJC から始まる 17 桁のカード番号(以下、「TOICA 番号」という。)もしくは ICOCA アプリに登録された ICOCA(TOICA モデル)の JW から始まる 17 桁の ICOCA 番号(「ICOCA 番号」という。また「TOICA 番号」と「ICOCA 番号」を含めて「TOICA 番号等」という。)の登録を行うことで、本プログラムに付帯する TOICA 乗車券、ICOCA(TOICA モデル)に関連するサービス(以下、「本サービス」という。)の提供を受けることができます。 2 本サービスの利用登録は、本プログラムのシステムに TOICA 番号等が登録された時点で完了するものとし、当該利用登録の完了日以降に本サービスの提供を受けることができます。 3 本プログラムに登録できる TOICA 番号等は、会員本人が使用する TOICA 乗車券、ICOCA(TOICA モデル)のものに限ることとし、既に本プログラムに登録されているカード番号を登録することはできません。また、登録できる TOICA 番号等は一人につき一つに限ります。 4 「TOKAI STATION POINT 会員規約」第 3 条第 3 項第 4 号に基づき、満 12 歳未満の場合、本プログラムには入会できないため、「小児用 TOICA」及び「小児用 TOICA 定期券」の TOICA 番号等は登録できません。 <p>第3条(登録されたカード番号の変更)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員は、本プログラムに登録された TOICA 番号等の変更を希望する場合、当社所定の手続にて変更手続を行うものとします。

- 2 IC カード乗車券運送約款に基づき、会員が本プログラムに登録された TOICA 乗車券の再発行もしくは交換を受けた場合等、カード番号が変わった場合、会員自身で当社所定の手続にて変更手続を行うものとします。

第4条(登録情報の取扱い)

- 1 会員は、当社が本サービスの運営、管理に必要な以下の会員情報を収集、保有、利用することに同意するものとします。
- (1)カード番号
(2)TOICA 定期券に記録された定期区間・有効期間・発売額等の定期券情報(氏名・生年月日・性別・電話番号を除く)
(3)乗降駅・利用日時・利用金額等の改札機通過履歴(本特約に同意する前に蓄積した情報を含む。)
- 2 前項の情報の取り扱いについては、「TOKAI STATION POINT 会員規約」第 17 条第 2 項(利用目的)、第 3 項(第三者への提供)、第 4 項(共同利用)、第 5 項(開示、訂正、削除)を適用するものとします。

第5条(登録抹消等)

- 1 会員が誤った情報を登録している場合や、本特約、「TOKAI STATION POINT アプリ規約」及び「TOKAI STATION POINT 会員規約」に違反した場合、当社は、当該会員に対し是正勧告を行うことができるほか、事前に通知または催告することなく、当該会員について本サービス利用を一時的な停止、登録情報の修正ができるほか、必要に応じて登録情報を抹消し本サービスの提供を取り止めることができるものとします。

- 2 東海旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券運送約款に基づき、会員が本プログラムに登録された TOICA 乗車券、ICOCA(TOICA モデル)の再発行もしくは交換を受けた場合等、TOICA 番号等が変わった場合、会員自身で当社所定の手続にて変更手続を行うものとします。

第4条(会員情報の取扱い)

- 1 会員は、当社が本サービスの運営、管理に必要な以下の会員情報を収集、保有、利用することに同意するものとします。
- (1)TOICA 番号等
(2)TOICA 定期券および ICOCA(TOICA モデル)に搭載された定期区間・有効期間・発売額等の定期券情報(氏名・生年月日・性別・電話番号を除く)
(3)乗降駅・利用日時・利用金額等の改札機通過履歴(本特約に同意する前に蓄積した情報を含む。)
(4)購買履歴(利用日時、利用店舗、利用金額等)に関する情報
- 2 前項の情報の取り扱いについては、「TOKAI STATION POINT 会員規約」第 17 条第 2 項(利用目的)、第 3 項(第三者への提供)、第 4 項(共同利用)、第 5 項(開示、訂正、削除)を適用するものとします。
- 3 会員は、ICOCA 番号が、本サービスにおける当該番号入力者の特定及び当該情報の提供元としての管理に資するため、及びマーケティング分析並びに西日本旅客鉄道株式会社との共同による販促活動のため、西日本旅客鉄道株式会社に提供されることに同意するものとします。

第5条(登録抹消等)

- 1 会員が誤った情報を登録している場合や、本特約、「TOKAI STATION POINT アプリ規約」及び「TOKAI STATION POINT 会員規約」に違反した場合、当社は、当該会員に対し是正勧告を行うことができるほか、事前に通知または催告することなく、当該会員について本サービス利用の一時的な停止、登録情報の修正ができるほか、必要に応じて登録情報を抹消し本サービスの提供を取り止めることができるものとします。